

コンプライアンスの徹底

高い倫理観に基づき、良識に従った公正で適法な企業活動に努めています。

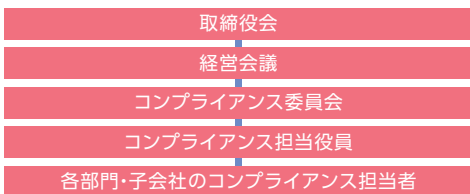
●コンプライアンスの基本方針

日本光電は、健全な倫理観を養成し、厳格な法令遵守を貫くコンプライアンス体制を構築することに真摯に取り組んでいます。そしてそれは当社の最も貴重な財産であるお客様や取引先、その他ステークホルダーの皆様の信頼を守ることに繋がります。

こうした日本光電の取り組みは、コンプライアンスの基本方針・ルールである「日本光電行動憲章」と「日本光電倫理行動規定」となって具現化されています。

●コンプライアンス推進体制

日本光電は、事業展開する全ての地域において、グローバルなコンプライアンス体制を構築しており、全社的にコンプライアンスを徹底するため、以下のような組織体制を整備しています。



コンプライアンス委員会は、取締役会から指名された役員および関連部門長で構成される日本光電のコンプライアンス推進を担う組織です。コンプライアンス委員会の主な役割は、以下のとおりです。

- (1)コンプライアンスに関する基本規定の改定または新設
- (2)コンプライアンス体制の継続的な監督、評価、見直しおよび改善
- (3)重要なコンプライアンス上の問題への対応
- (4)その他コンプライアンスに関する事項の検討・対応

コンプライアンス担当役員(Chief Compliance Officer)は、日本光電のコンプライアンス体制を管理、運営、遂行する責任者です。また、コンプライアンス担当役員によって任命される各部門・子会社のコンプライアンス担当者(Divisional/Local Compliance Officers)は、各部門・子会社におけるコンプライアンスの推進と徹底を担います。コンプライアンス担当役員は、グループ全体におけるコンプライアンスを徹底するため、コンプライアンス担当者と緊密に連携して業務を行っています。

●コンプライアンス教育

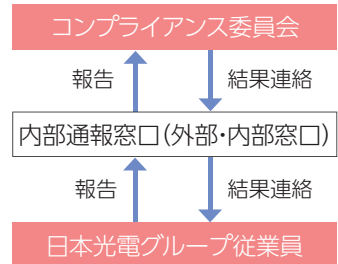
日本光電では、各部門・子会社ごとに、全ての役員・社員等を対象にした職場単位でのコンプライアンスに関する勉強会を毎年実施しています。役員・社員等は、まず所定の教材を用い

て自主学習を行い、理解度のチェックを行います。次に、職場の社員とともに読み合わせ・ディスカッションを行うことによって、コンプライアンスに対する理解を深めています。また、海外のコンプライアンス担当者は、必要に応じて、各国の法規制や政策等に合わせて、追加の教育・トレーニングを実施しています。

●内部通報制度

日本光電では、所属長等または内部通報窓口を通じて誠実な報告をした者が、その報告をしたことにより何らかの報復、制裁、その他不利益を受けることはありません。さらに、役員・社員等の報告に関する懸念を軽減するために、匿名の報告も受け付けています。

内部通報窓口



●贈収賄の防止

「日本光電倫理行動規定」の中で、法令などで禁止されている公務員または外国公務員に対する贈賄行為を禁止し、日本の贈収賄に関連する法令、米国のFCPA(海外腐敗行為防止法)、英国のBribery Act(贈収賄防止法)をはじめ、日本光電が企業活動を行う全ての地域で腐敗行為防止に関する法令を遵守するよう徹底しています。また、贈賄を防止するための詳細なルールや手続きを定めた「腐敗行為防止規定」を制定して、その遵守を徹底しています。海外の販売店などの取引先についても「日本光電倫理行動規定」と腐敗行為防止に関する教材を提供し、日本光電の腐敗行為防止に対する取り組みへの理解と協力を求めています。

●グローバル・コンプライアンスへの取り組み

日本光電では、2017年にグローバル・コンプライアンス・プログラムを導入し、海外販売子会社を含むグループ全体でのコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。2019年度の主な取り組みとしては、海外販売子会社責任者向け教育や、ローカル・コンプライアンス・オフィサー向けのネットミーティングの開催、年に2回のニュースレターの発行などを実施し、グローバル・コンプライアンス体制のさらなる強化を行いました。詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。

 <https://www.nihonkohden.co.jp/information/compliance.html>